

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 委員募集のお知らせ

○ 趣旨

北九州市では、まちづくりの基本ルールである「北九州市自治基本条例」に基づき、市民が主役のまちづくりの実現に向けた取組を進めています。

本委員会は、この条例に基づき設置されているもので、市長の諮問に応じ、市政が北九州市自治基本条例の趣旨に沿って運営されているか等、より良いまちづくりについて話し合います。

市民の皆さんのご意見を「市民が主役のまちづくり」に関する取組に反映させるため、次のとおり委員を市民の皆さんから募集します。

※自治基本条例の詳細については、ホームページをご覧ください。

検索	北九州市自治基本条例
----	------------

○ 募集要領

1 応募資格

- (1) 令和6年4月1日に自治基本条例に定める「市民」に該当する満18歳以上の方
※北九州市自治基本条例第3条に定める「市民」とは、市内に住所を有する方、市内の事業所若しくは事務所に勤務する方、市内の学校に在学する方、市内に不動産を所有する方又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う方をいいます。
- (2) 市のまちづくりに関心があり、かつ、委員会に出席できる方
※令和6年5月～12月までに4回程度、平日の昼間に北九州市役所で開催予定。
- (3) 国又は地方公共団体の議員 及び 常勤の公務員以外の方
- (4) 任期中に北九州市の他の付属機関の委員の兼職が4つ未満の方
- (5) 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、応募できません。

2 募集人数 2名

3 任期 令和6年5月～令和6年12月（予定）

4 募集期間 令和6年4月1日（月）～15日（月）17時まで〔必着〕

5 提出書類

- (1) 委員応募用紙 (別紙のもの)
- (2) 作文 (800字以内・様式自由)

応募に当たっては、次のテーマについての作文を800字以内にまとめて提出してください。
作文の様式は特に定めていません。(原稿用紙やパソコン印刷など、様式は自由です)

○作文テーマ 「わたしの考える『市民が主役』のまちづくり」

※ 提出された応募書類は返却しませんのでご了承ください。

6 選考方法

- (1) **一次選考**: 作文及び応募用紙の記載内容(自己PRなど)により、二次選考予定者を選考します。
- (2) **二次選考**: 一次選考で選ばれた方に対して面接を実施し、その結果をもとに委員を選考します。二次選考は、令和6年4月23日(火)を予定しています。

※ 面接に要する交通費等については、自己負担となります。

※ 選考結果については文書で通知します。

7 報酬

委員には、委員会出席ごとに、市で定める基準に基づき報酬をお支払いします。

8 その他

- ・応募された個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、委員の選考以外に使用することはありません。
- ・本紙記載内容を全て了承のうえ、ご応募ください。
- ・応募用紙の記載内容に不備がある場合、受付できないことがあります。

9 応募方法、応募先及びお問合せ先

応募は、電子メール・郵便・FAX・持参のいずれかの方法で、下記まで提出してください。
(※FAXの場合は、到着確認のため送信後にお電話をお願いいたします。)

〒803-8501
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市 総務市民局 総務課 担当:高野・江口
TEL 093-582-2102
FAX 093-582-2345
メールアドレス sou-soumu@city.kitakyushu.lg.jp